

飼い主は愛情と責任をもって

11月は、動物による危害防止対策強化月間

犬・猫による危害・被害があとを絶たないことから、千葉県では11月1日から30日まで県下一斉に「動物による危害防止対策強化月間」を実施します。動物を飼っている人は、次の事項を必ず守るようお願いいたします。

捨て犬・捨て猫の禁止
捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは家族の一員です。決して捨ててはいけません。
動物をみだりに捨てること、動物の愛護及び管理に関する法律により罰せられます。



散歩には必ず引き綱を

○犬・猫の引き取り
やむを得ない理由により、どうしても飼えなくなった犬・猫については、動物愛護センターに引き取ってもらう方法もあります。
○避妊・去勢のすすめ
犬や猫を飼っている人で、繁殖を希望しない人は、避妊・去勢の手術をお勧めします。

犬の放し飼いはしない
犬の放し飼いは、人への危害や農作物の被害の原因となります。犬の放し飼いは絶対にしないでください。
犬のこう傷届
飼い犬が人をかんだときは、飼い主が保健所に届け出する義務があります。

犬の散歩はマナーを守って
犬の散歩は引き綱をつけて、犬の急な動きを制御できる人が行うようにし、犬の排せつ物は飼い主の責任で必ず始末してください。また、猫についても他人の敷地

などで排せつすることのないよう飼い主は十分注意してください。

危険な動物の飼養許可
ニホンザル、カニクイザルなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、知事の許可が必要ですが、

くわしくは、印旛保健所成田支所 ☎26 7231 または県動物愛護センター ☎93 5711 ()。

国民健康保険

人間ドックと脳ドックの費用を助成

市では、国民健康保険の加入者がドックを利用した場合に、費用の一部を助成しています。
また、脳ドックも助成の対象となりますので、皆さんの健康管理に役立ててください。

対象は次のすべてに該当する人
○1年以上継続して成田市国民健康保険に加入している35歳以上の入
○前回、人間ドックを受けてから1年以上経過している人ただし、脳ドックは2年以上)
○国民健康保険税を完納している

世帯の人

利用方法
指定医療機関に予約をした後に、保険証と印鑑を持って、保険年金課で手続きを。後日承認書を郵送しますので、これを持って人間ドックを受診してください

指定検査医療機関
成田赤十字病院 ☎22 2311
藤倉クリニック ☎22 1158
成田病院 ☎22 1500
千葉脳神経外科病院 ☎043 250 1228・脳ドックのみ

助成率
人間ドックの場合は受検費用の70%、脳ドックの場合は一律2万円
なお、検査の種類や費用、項目などは指定検査医療機関、コースにより多少異なります。

くわしくは各医療機関または保険年金課 ☎20 1526 ()。

タウン・ミーティング

市長と市民とのつどいを開催

タウン・ミーティングは、より多くの市民の声を市政に反映した「市民参加のまちづくり」を推進す

ることを目的に、市長が直接市民の皆さんから市政に関する意見や提案などを聴き、また語り合つ場として開催されるものです。
参加を希望する人は直接会場へお越しください。

日時
11月9日(火) 午前10時～正午
会場
市役所1階ロビー
テーマ
市政に関すること

くわしくは市民支援課市民相談室 ☎20 1507 ()。

女性に対する暴力をなくす運動

暴力のない社会づくりを

11月12日(25日)女性に対する暴力撤廃国際日は、女性に対する暴力をなくす運動期間です。

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、許されるものではありません。

この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

くわしくは企画課 ☎20 1500 ()。

いんげんじきはいんげんな手続きを

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し公証するものです。戸籍を見れば、夫婦・親子・兄弟姉妹などの関係がわかります。戸籍の届け出をするときは次のことに注意ください。

手続きは市民課で

子どもが生まれたとき、結婚・離婚をするとき、家族が亡くなったときなどは、下表のとおり市民課に届け出をしてください(本市に届け出るときは本庁の市民課へ、分室では受け付けできません)。

また、届け出をしてから戸籍ができるまでには1週間ほどかかります。

(出生届)

子どもの名に用いることができるのは、常用漢字・人名用漢字、ひらがな、カタカナです。

(死亡届)

代理人が届書を提出するときは、親族などの届出人が署名・押印してあることを確かめてください。

(婚姻届)

届書に証人二人(成人ならだれでも)の署名・押印が必要です。ま

た、未成年者が婚姻するときには父母の同意書が必要です。

(離婚届)

協議離婚のときは、届書に証人に二人(成人ならだれでも)の署名・押印が必要です。

離婚後も婚姻中の氏を称するとき、離婚後3カ月以内に別の届け出が必要です。

本人確認について

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子縁組届の際には、窓口に来る人の本人確認をします。

確認方法は、運転免許証やパスポートなどの身分証明書の提示をお願いしますが、これらの証明書がない人には、届け出を受理した後、本人あてに届け出があった旨を通知し、本人確認に代えさせていただきます。ご理解ご協力をお願いします。

戸籍に関する届け出は、このほかに転籍届、養子縁組届、養子縁組届、入籍届、認知届、帰化届などがあります。くわしくは市民課 ☎ 20 1525 へ。

届け出	届出期間	届出人	届出市区町村	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父・母、同居者、医師・助産師	出生地、子の本籍地または届出人の所在地	医師または助産師の出生証明書、母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家主・地主・家屋管理人・土地管理人	死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地	医師の死亡診断書または死体検案書
婚姻届	届け出をしたときから効力があります	夫・妻となる人	夫・妻の本籍地または所在地	戸籍謄本1通ずつ(届出先が本籍地のときは不要)
離婚届	協議離婚	夫と妻	夫妻の本籍地または所在地	戸籍謄本1通(届出先が本籍地のときは不要)
	裁判離婚	申立人	夫妻の本籍地または届出人の所在地	戸籍謄本1通(届出先が本籍地のときは不要)、調停調書の謄本または審判・判決書の謄本と確定証明書

土地家屋調査士がお応えします

日時 11月10日(水) 午前9時～正午

会場 千葉地方税务局成田出張所(美郷台)

相談内容

土地：境界問題、分筆、合筆、地積更正、地目変更登記など

建物：新築登記、増築・滅失登記など

くわしくは千葉県土地家屋調査士会印旛支部・鈴木忠雄さん ☎ 97 3566 へ。

保険税の納め忘れにご注意を

11月はちば国保月間です。国民健康保険は、加入者が保険税を出し合い、病気やけがなどのときに、安心して治療が受けられる助け合いの制度です。保険税の納め忘れのないよう、納期限までに納付してください。

また、医療費の節約のために、日ごろから健康づくりや上手な受診を心掛けましょう。

くわしくは保険年金課 ☎ 20 1526 へ。

国民年金推進員 皆さんのお宅に伺います



大場弥生さん

国民年金制度を正しく理解していただくため、国と被保険者を結ぶパイプ役として国民年金推進員が直接皆さんの家庭を訪問し年金をサポートします。

主な仕事は、国民年金制度の紹介、保険料に関する相談および徴収、口座振替の案内などです。

休日、夜間に電話や個別訪問を行う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

くわしくは千葉社会保険事務局佐原事務所 ☎ 0478-55-1661 へ。

小中学校の就学区域

児童生徒の事情により
指定校変更や区域外就学が

市立の学校への通学は、あらかじめ定められた就学区域(学区)の学校に通学するのが原則となっています。

ただし、具体的な事情(左表参照)があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合、相当と認めるときは、保護者の申し立てにより指定校変更や区域外就学が認められる場合があります。

○指定校変更：市内に住む児童生

理由	指定校変更	区域外就学
地理的条件や通学路の安全を確保する場合		
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する場合		
下校後の小学生を祖父母などが養育する場合		
学童保育所に通う場合		
住宅の立替・購入などに関するもの		
最終学年(小6、中3)になってからの住所変更		
家庭の事情により住民票の移動が困難である場合		
海外帰国子女および外国人子女学級へ入級を希望する場合		
児童生徒の身体的理由に関するもの		
終業式・修了式まで40日未満の場合		
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合		
市外転居で心身への多大な悪影響が懸念される場合		
小・中学校へ入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する場合		
兄弟姉妹の指定校変更に伴うもの		
兄弟姉妹の特殊学級就学に伴うもの		

徒に対して、定められた就学区域(学区)以外の成田市立小中学校への通学を認める制度

○区域外就学：市外に住む児童生徒に対して、成田市立小中学校への通学を認める制度

新年度からいずれかの制度を利用したい人は、早めに申し出てくださいます。

就学区域は、市のホームページ(<http://city.narita.chiba.jp>)でも公開しています。

申請手続きや添付書類などについては学務課 ☎20 1851へ。

検察審査会

こんなときこそ

検察審査会へ

交通事故や詐欺、脅しなどの犯罪被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれない。

検察審査会制度とは、このようにな不起訴処分不服のある人の申し立てを受け、事件を調べ直し、検察官の処分の善しあしを審査する制度です。

相談や申し立てについての費用は一切無料で、秘密は固く守られます。

検察審査員に選ばれたら

ご協力を

検察審査会は、選挙人名簿の中からくじで選ばれた11人の審査員によって構成されます。あなたもいつか審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれたときは、市民の代表としてご協力をお願いします。

ただし、司法関係の仕事に従事している人などは、審査員にはなれません。市選挙管理委員会では審査員候補者を選定するために、予定者となった人に職業などの調査をさせていただきます。該当者

には11月上旬に調査表を送りますのでご協力をお願いします。

くわしくは千葉検察審査会事務局 千葉地方裁判所内・☎043 222 0165へ。

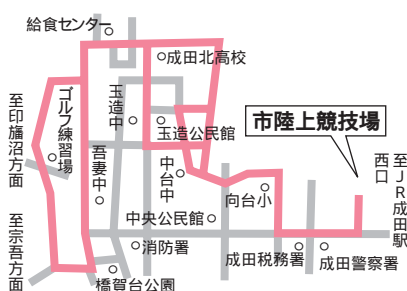
成田POPラン大会

交通規制が行われます

成田ニュータウンおよびその周辺道路を利用して、成田POPランマラソン大会が開催されます。当日は交通規制が行われますので、ご協力をお願いします。

日時：11月7日(日)午前10時～正午

規制場所：左図のとおり



くわしくは生涯スポーツ課 ☎1584へ。

教育委員会教育指導課で
臨時職員を募集

対象=心身ともに健康な人
業務内容=パソコン入力などの事務補助
勤務日=12月1日～平成17年3月31日の月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
勤務時間=午前8時30分～午後5時
時給=770円(通勤2km以上は交通費を支給)
応募方法=11月10日(水)午後5時までに履歴書を直接教育指導課 市役所5階へ
くわしくは同課 ☎20-1582へ。

印旛地区政治学級

国際社会の変化を
学びませんか

日時：11月12日(金)午後2時から

会場：佐倉市志津コミュニティセンターホール
テーマ：国際社会の新しい変化・日本が進むべき進路と果たす役割
講師：竹内貞男さん(フジテレビ 客員解説委員)
受講料：無料

受講を希望する人は直接会場へお越しください。くわしくは市選挙管理委員会 ☎22 1111 内線3152へ。

素人には危険な 商品先物取引



Q 「ガソリンの先物取引をやらな
いか？今なら必ずもうかる」
としつこく勧められ、後日業者と会
いました。「損はさせない、プロの私
にまかせて」との説明を信じ、言われ
るままに承諾書にサインし、委託証
拠金取り引きをする為に必要な担保
を払い契約しました。2日後、損失が
出たので業者から両建て(売りと買い
を同時期にすること)を勧められ、追
加の証拠金を支払いしました。5日間で
210万円を支払い、約100万円の損失
です。これ以上損失を出したくない
ので、業者に取引終了を申し出まし
たがうまくいきません。どうしたら
よいでしょうか。

A 取り引きを終了したいと思っ
たら一刻も早くFAXなどで取
引終了を業者の管理部門へ書面で申
し出て、その書面を証拠として残し
ておきましょう。また、電話のやり
取りをテープに記録することも必要
です。

商品先物取引は十分な取引知識や
経験があり経済情勢を判断できる投
機家が参加すべきで、素人には危険
性が高いものです。先物取引業者の
中には、顧客の指示を受けずに勝手
に売買を繰り返して手数料稼ぎをし
たり、取引終了を伝えても終了させ
てくれないことがあります。その結
果、老後の資金や住宅資金を失った
例も見られます。

電話で勧誘されても余裕資金がな
い人や取り引きする気がない人は、
安易に話にのったり、あいまいな返
事をしたりせずにきっぱりと断りま
しょう。契約後おかしいと気付いた
ら早急に取引終了手続きをしましょ
う。ギャンブル性の高い商品先物取
引は、素人が手を出すととても危険
です。

くわしくは消費生活センター
(☎23-1161)へ。

相 談 日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が国民の祝日と 重なる場合はお問い合 わせください。
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	"	
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	"	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	30日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	
不動産相談	16日(火)	10:00～12:00	"	
税務相談	16日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	11日(木)・25日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	
市民よろず相談	20日(土)・21日(日)	9:30～16:00	国際文化会館 (産業まつり会場)	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築に関する相談)	11日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 8日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	2日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	4日(木)・18日(木)	9:00～12:00	"	"
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	22日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	2日(火)	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234